

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所：

中野町産業株式会社（法人番号8080401003719）

静岡県浜松市西区伊左地町3007-1

2. 指名停止措置期間：令和5年3月28日から令和5年4月10日（2週間）

3. 指名停止措置の範囲：南関東防衛局管内（神奈川県、山梨県及び静岡県）

4. 事実概要

上記有資格者は、浜松市内のアパート解体工事において、高さ3.5メートルの2階ベランダ上で下請事業者の派遣労働者が作業を行っていたところ、令和3年9月6日、ベランダ端から地上に墜落する死亡事故を発生させたことから、有資格者及び同社社員が労働安全衛生法違反で公訴を提起され、浜松簡易裁判所からそれぞれ罰金刑を受けた。

5. 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

指名停止措置要領付表第1第8号

措置要件	期間
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 8 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2月以内